

日本政府に対し、核兵器禁止条約について早期に署名・批准
することを要望する会長声明

2017年7月7日、史上初めて核兵器を全面的に禁止する核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons：TPNW）（以下「本条約」という。）が国連加盟国のほぼ3分の2となる122か国・地域の賛成を得て採択された。

その後、本年10月24日にホンジュラスが批准したことで、批准国（加入国を含む。）が本条約の発効に必要な50か国・地域に達し、本条約は、そこから90日後の2021年1月22日に発効することとなった。

本条約は前文と20か条で構成され、その前文においては、核兵器が二度と使用されないよう保証するための唯一の方法は、核兵器の完全な廃絶であるとし、被ばく者（hibakusha）及び核実験の被害者の苦痛に留意し、核兵器の法的拘束力のある禁止こそ、核兵器のない世界の達成及び維持に向けた重要な貢献となるとしている。その上で、本条約の締約国は、この目的に向けて行動することを決意すると宣言している。

1945年8月の広島及び長崎に対する原子爆弾の投下は、日本の被ばく者による「核兵器のない世界」を希求する声の原点であった。

当連合会も、広島市で開催された第1回定期総会（1950年5月12日）において、「地上から戦争の害悪を根絶し、（中略）平和な世界の実現を期する」と宣言して以来、繰り返し核兵器廃絶に向けた意見表明を行い、条約の草案を国連に提起するなどの各種活動も行ってきた。また、本条約に関しても、「『核兵器禁止条約』の早期実現を求める会長声明」（2017年6月6日）及び「『核兵器禁止条約』の採択に関する会長声明」（同年7月10日）を公表し、日本政府が、原子爆弾の投下による被害を受けた唯一の被爆国として、自ら積極的な役割を果たすこと強く期待してきたところである。

しかし、国連事務総長が「核兵器の全面的廃絶のための国際デー」（本年9月26日）に寄せるメッセージで指摘したように「核兵器保有国間の関係は分断と不信、対話の欠如という様相」を呈している。同事務総長が「核戦争に対する貴重なブレーキ」と呼んだ中距離核戦力（INF）全廃条約は2019年8月に失効しており、今後、延期された2020年核兵器不拡散条約（NPT）の再検討会議において、同条約と本条約の関係について丁寧な議論が必要とされる重要な局面を迎えている。

世界には、約1万3000発の核兵器が依然として現存し、その9割を保有する米国とロシアの核兵器廃絶に向けた真摯な対話を欠くことのできないものである。少なくとも、2021年2月に期限が切れる予定の、米国とロシアの間の軍縮枠組みである新戦略兵器削減条約（新START）の延長は必要であり、その上で核兵器削減と核兵器廃絶に向けた対話を粘り強く行う必要がある。

原子爆弾の悲惨な経験は、日本国憲法第9条の戦争放棄・軍備不保持条項へと連なり、さらには、下田事件判決（東京地裁1963年12月7日判決）では、原子爆弾の投下は国際法違反とされた。そして、被ばく者自身の「核兵器のない世界」の希求の声は、本条約における世界中の「hibakusha」の声につながっている。

日本政府は、世界の核保有国と本条約賛成国との橋渡しの役割を果たすとして、本条約について、署名も批准もしていない。しかし、今こそ、日本政府はその態度を改め、本条約前文がうたう人道の諸原則を守るための役割を自ら担うべきであり、まずは本条約発効後の締約国会議にオブザーバーとして参加すべきである。

そして、当連合会は、本条約が発効することを大いに歓迎し、日本政府に対し、「核も戦争もない世界」を目指すその立場を内外に明らかにし、本条約について早期に署名・批准することを改めて要望する。

2020年（令和2年）11月6日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

「核兵器禁止条約」の発効を歓迎する会長声明

本日、全世界50か国・地域の批准・加入を経て、ついに核兵器禁止条約（以下「本条約」という。）が発効した。

第二次世界大戦後、繰り返し核兵器の廃絶を求めてきた当連合会としても、本条約の発効を心から歓迎する。

また、発効に至るまで、本条約の交渉と批准の促進に大きな役割を果たしてきた全ての国々及び市民社会の活動や、広島及び長崎の被ばく者並びに世界中の核実験や核開発の被害者の方々の粘り強い活動に改めて敬意を表する。

本条約は、核兵器の使用が破局的・壊滅的な人道上の被害をもたらすことを国際法としての条約において確認したものであるとともに、核兵器の全面的廃絶を目指すその第一歩として、核兵器の使用が「国際法上違法であること」や「禁止されるべきこと」を歴史に刻印する初めての条約である。

過去の人道上の悲惨な被害を出発点に、核兵器の使用や開発等について違法であることの確認と禁止を求めてきた「人道的アプローチ」に基づく今般の本条約発効は、核廃絶のためのゴールではなく、今後の廃絶に向けた出発点に他ならない。

今後、本条約は、条約が対象とする禁止行為の実態についてのあらゆる情報公開を求める根拠となる。さらに、本条約によって禁止され、違法とされる全ての行為に対し、その当事者に説明する責任を強く求めていく根拠ともなる。たとえ「投資」行為や威嚇を目的とする「安全保障戦略」であろうとも、それを実行する当事者は、その説明責任を果たさなければならないのであり、まさに核兵器禁止という新たな国際法秩序が現出したのである。

当連合会は、日本国憲法第9条が第二次世界大戦の深い反省から生まれたのと同様に、核兵器廃絶も「二度と過ちを繰り返さない」という人類が共通に有るべき反省から生まれていることを決して忘れない。

違法行為の禁止を求める全ての人々、市民社会、そして政府とともに、当連合会は、これからも「核のない世界」のために、あらゆる努力を傾けることを改めて誓い、同条約の発効を歓迎する。

2021年（令和3年）1月22日

日本弁護士連合会

会長 荒 中

核兵器の不拡散に関する条約（N P T）再検討会議において
日本政府が積極的な役割を果たすことを求める会長声明

2022年1月、核兵器の不拡散に関する条約（核兵器不拡散条約。以下「N P T」という。）再検討会議が開催される。

1970年に発効したN P Tは、核不拡散、核軍縮及び原子力の平和的利用を条約の三本柱としており、現在では日本を含む190以上の国・地域が締約国となっている。1995年に条約の無期限延長が決定され、締約国によるN P T再検討会議が5年ごとに開催されている。

このN P Tは、第6条において、核軍備競争の停止、核軍縮及び全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約についての誠実な交渉を締約国に義務付けている。これは、核兵器保有国が、自らの核兵器の廃棄を約束するものであり、非保有国への核の不拡散と相まって、「核兵器のない世界」に向けての法的枠組を定めたものと理解されている。なお、この「誠実な交渉義務」とは、国際司法裁判所により「交渉を完結する義務」も含意するとされている。

この点、日本は、毎年核兵器廃絶に向けた決議案を国連総会に提出しているところ、本年12月7日、米国や英国等と共同で提出した「核兵器のない世界に向けた共同行動の指針と未来志向の対話」と題する決議案が、158か国の賛成を得て採択された。この決議は、「核兵器使用がもたらす壊滅的で非人道的な結末を認識」した上で、「核兵器のない世界」の実現が国際社会の共通目標であることを再確認するとともに、「国際的な核不拡散体制の強化等を通じ、第6条を含むN P Tの完全で着実な履行にコミットしていることを再確認」するとしている。

日本が、第6条を含むN P Tの完全で着実な履行にコミットする決意を表明していることは大きな意義を有すると言えるが、さらに今後は、「核兵器のない世界」に向けての法的枠組を実現するための具体的な取組が求められる。その際、既に1997年にコスタリカが、2007年にコスタリカとマレーシアが国連に討議文書として提出した条約案（モデル核兵器条約）等を参考にし、N P T第6条の規定を具体化する効果的な提案を行うべきである。

よって、当連合会は、日本政府に対し、N P T再検討会議において、N P T第6条の完全・着実な履行のための具体的かつ効果的な提案を行い、「核兵器のない世界」に向けて積極的な役割を果たすことを要請する。

2021年（令和3年）12月9日

日本弁護士会連合会

会長 荒

中

核兵器禁止条約第1回締約国会議開催に当たり、日本政府に対し、核兵器禁止条約に早期に署名・批准することを求める会長声明

本年6月、核兵器禁止条約第1回締約国会議がオーストリアのウィーンで開催される。昨年1月22日に発効した核兵器禁止条約は、被爆者や核実験被害者の長年の願いが結実したものである。本来なら同会議は本年1月に開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により2回にわたり延期され、その間、世界の核兵器廃絶への取組は停滞している。

そればかりでなく、本年2月24日以降、ロシア連邦（以下「ロシア」という。）はウクライナに対して国際法に反する軍事侵攻を行っており、ロシアのプーチン大統領は、侵攻に際し、核兵器を運用する部隊に特別態勢を取ることを命じた旨を発表し、国際社会に対し、あからさまに核兵器使用を示唆する威嚇を行っている。

そして日本国内においては、一部の国会議員等から、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を契機に、米国の核兵器を日本に常備する「核共有論」や「非核三原則」の一つである「持ち込ませず」を緩和すべきだとする見解が強く主張されている。

しかしながら、そのような考え方は、日本も批准・加盟している核不拡散条約2条が禁止する核兵器の「受領」に該当するもので許されないし、また、非核三原則は一体のものとして今後も堅持されるべきもので、一つでも緩和することは許されない。

万一、核戦争になれば、「全人類に惨害」（核不拡散条約前文）や「壊滅的で非人道的な結末」（核兵器禁止条約前文）がもたらされることは明らかで、国際司法裁判所の勧告的意見（1996年）は、核兵器の使用のみならず威嚇も、国際人道法の原則に一般的に違反することを明らかにしている。核兵器禁止条約は、更にそれを発展させ、いかなる場合にも、核兵器の使用や「使用するとの威嚇」を禁止し（1条）、核兵器の全面的な廃絶を展望している（4条）。

核兵器使用の現実的リスクが高まりつつある現在の国際状況であればこそ、「壊滅的で非人道的な結末」を回避するため、全世界において核兵器禁止条約を普遍化しなければならない（12条）。核兵器保有国も同条約に署名・批准すべきであるし、とりわけ日本は、唯一の被爆国として、全世界の核兵器廃絶に向けて、早期に同条約に署名・批准すべきである。

当連合会は、これまで「『核兵器禁止条約』の早期実現を求める会長声明」（2017年6月6日）、「『核兵器禁止条約』の採択に関する会長声明」（同年7月10日）、「日本政府に対し、核兵器禁止条約について早期に署名・批准することを要望する

「会長声明」（2020年11月6日）及び「『核兵器禁止条約』の発効を歓迎する会長声明」（2021年1月22日）を公表し、日本政府に対し核兵器禁止条約への署名・批准を求めてきたが、いまだ実現していない。

よって、当連合会は、核兵器禁止条約第1回締約国会議開催に当たり、改めて、日本政府に対し、核兵器禁止条約に早期に署名・批准することを求めるとともに、少なくとも同会議にオブザーバーとして参加することを強く要請する。

2022年（令和4年）5月26日

日本弁護士連合会

会長 小林 元治

核兵器の不拡散に関する条約（N P T）再検討会議において、
核兵器のない世界に向けて、締約国に具体的かつ効果的な提
案を行うことを求める会長声明

本年8月、核兵器の不拡散に関する条約（核兵器不拡散条約。以下「N P T」
という。）再検討会議がニューヨーク国連本部で開催される。

本来、N P T再検討会議は、2020年4月に開催される予定であった。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により4回に渡り延期され、本年8
月に開催予定となった。再三に渡りN P T再検討会議が延期されたことも影響し
て、世界の核不拡散及び核軍縮への取組は、2000年、2010年のN P T再
検討会議での合意にも関わらず、停滞している。

当連合会は、2021年12月9日に「核兵器の不拡散に関する条約（N P T）
再検討会議において日本政府が積極的な役割を果たすことを求める会長声明」を
公表したが、核兵器保有国や核兵器依存国を巻き込んだ「核兵器のない世界」に
向けての法的枠組の確立には至っていない。また、国内外では核兵器を使用する
との威嚇、核兵器共有論や非核三原則の見直しなど核不拡散及び核軍縮を推進する
N P Tに反する動向も見受けられる。

N P Tは、第6条において、核軍備競争の停止、核軍縮及び全面的かつ完全な
軍備縮小に関する条約についての誠実な交渉を締約国に義務付けている。これは、
核兵器保有国が、自らの核兵器の廃棄を約束するものであり、非保有国への核の
不拡散と相まって、「核兵器のない世界」に向けての法的枠組を定めたものと理解
されている。

また、日本と米国は、第6条を含むN P T上の全締約国の義務を再確認する
としているところである。

しかし、核兵器禁止条約は発効したが、核兵器保有国や核兵器依存国の参加を
前提とする「核兵器のない世界」を実現し、維持する上で必要な法的枠組みは、存
在しない。

延期後のN P T再検討会議においては、「核兵器のない世界」を実現し、維持す
る上で必要な法的枠組みを確立し、核不拡散及び核軍縮を推進する必要がある。

よって、当連合会は、日本政府に対し、岸田首相が参加を表明しているN P T
再検討会議において、「核兵器のない世界」に向けて、すでに、コスタリカ政府等
によって国連文書として提出されているモデル核兵器条約等を参考にするなどして、
締約国に具体的かつ効果的な提案を行うことを求める。

2022年（令和4年）7月14日

日本弁護士連合会

会長 小林元治